

産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類	受入場所	受入基準			
		個別基準	共通基準		
汚泥	中央防波堤外側埋立処分場	無機性汚泥（建築汚泥を除く）に限る、含水率85%以下のもの	無害なものに限る。 有害物質については、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）第1条に規定する基準に適合するもの。	1 特別管理産業廃棄物でないこと。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物・劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬 (3) 油分 (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの。 3 各種類の産業廃棄物を混載（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの相互間の混載を含む）していないこと。 ただし、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類並びにゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処理施設の管理運営に支障がないものであること。	
燃え殻		油分の含有率5%以下のもの			
ばいじん		乾式 飛散防止措置を講じたもの 湿式 含水率85%以下のもの			
鉱さい		中空の状態ではなく、破砕処理し、10kg以下かつ最大径30cm以下のもの			
金属くず		中空の状態ではなく、破砕・切断等処理し、10kg以下かつ最大径30cm以下のもの			再生利用できないものに限る。
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず					
廃プラスチック類					
ゴムくず	破砕・切断等処理し、最大径15cm以下、中空の状態でないもの 溶融加工処理し、10kg以下かつ最大径30cm以下のもの				

- 注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。
 2 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等（がれき類）は、搬入できない。
 3 感染性医療廃棄物等（非感染性に処理した物を含む。）は、搬入できない。